

2004年度東北大学法科大学院入学試験

試験科目名：刑事訴訟法（50分）

設問

S県警は、自動車登録ファイルに自動車の使用の本拠地について不実の記載をさせ、これを備え付けさせたという電磁的公正証書原本不実記録、同供用を被疑事実として、搜索場所を被疑者Xの会社事務所、差し押さえるべき物を、「本件に関係ある情報が記録された光磁気ディスク、フロッピー・ディスク、パソコン一式」とする搜索差押許可状の発付を得て、搜索を実施した。Xが記録された情報を瞬時に消去できるコンピュータソフトを開発しているとの情報を事前に得ていた捜査官Pは、この搜索によって発見されたフロッピー・ディスク108枚について、「貼付されたラベルシールに記載された内容から判断すると、被疑事実と無関係の情報が記録されたフロッピー・ディスクが多く含まれているだろうが、関係のある情報が記録されたものが含まれている蓋然性もまた否定できない」と考え、搜索差押えの現場でその内容を確認することなく、すべてを差し押さえた。

この差押えは適法か。関連判例にも言及しながら、検討しなさい。